

仕様書

1 件名
みらい光生病院における臨床検査機器の購入

2 品名
臨床化学分析装置 富士ドライケム NX600i 他

3 構成要求要件

品名・規格	数量(式)
富士ドライケム NX600i	1
富士ドライケム IMMUNO AG2	1
リムセイブ MT-7500	1
サーモステーション TS-70/20	1
クーリングステーション	1
ボルテックスミキサー SI-0286	1
Nichipet EX PlusⅡ (1000~10000 μ L)	1
卓上遠心機 S500T	1
ST スイングローター	1
ステンレスバケツ	1
5-10m l 採血管/15m l (ガラス)×48 チューブラック(4個1組)	1
NX600i, IMMUNO AG2, MT-7500 オンライン接続費用	1
附属品類	
CR-G210F4HSN65-W	6
WDT-BR	2 1
SNC-L17BK	1
SKC-01BL	3
SKC010L	3
バーコードリーダー	1

4 納品条件

- ・名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院の指定の場所に納品すること。
- ・機器の設置費(搬入、据付、配線、調整、これらに係る全ての付帯工事費用)を含むこと。また、付帯設備の変更が必要な場合は、事前承認をとること。なお、給電・給水・照明等設備の変更が必要な場合は、承認後着工するものとし、設置工事・内装工事及び設備の変更(契約電力の変更は除く。)に係る費用は納入業者の負担とする。
- ・本院において稼働している病院情報システムとの接続費用(病院情報システム側の

接続・改修費用も含む。)が発生する場合、その接続に伴う費用一切を含むこと。

- ・納品までの間に、同一の製造業者により上位互換の機種が開発され、選定機種と同等以上の性能を有し、設置条件等に変更が生じない場合、速やかにその情報を本院へ提供し、最新の仕様で設置すること。
- ・納期 令和7年8月31日 詳細は別途協議するものとする。

5 保守体制・メンテナンス体制

- ・無償保証期間は機器引渡し後1年とし、期間中に生じたトラブルは充分把握し、無償保証期間終了前に完全な機能の状態とすること。なお、期間中の故障状況はその都度報告し、承認を受けること。
- ・機器故障時や緊急時に年間を通じて、復旧のための通報を受けてから速やかに現場で修理対応できる体制であること。

6 教育体制

- ・機器の取扱説明書及び医薬品医療機器等法上の添付文書（医療機器の場合）は、日本語版を提供すること。添付文書に改定があった場合は速やかに改訂版を提出すること。
- ・本院担当者に対しての教育訓練は、本院が指定する日時・場所で担当者2名以上に対して行い、指導・トレーニングに係る一切の費用を負担すること。
- ・上記教育訓練については、開催日時、出席者、研修項目、研修を対象とした医療機器の名称、研修を実施した場所（本院以外の場所で研修の場合）等を記載した「新規導入医療機器研修報告書」を本院看護部に提出すること。ただし、本院において既に使用している機器等で操作方法等が周知されている医療機器に関しては、この限りでない。
- ・付帯工事、システム構築が必要な場合は、契約締結後速やかに工程表を本院経営課経営係に提出し、進捗を適宜報告すること。

7 その他（条件・留意点等）

- ・入札機器のうち医療用具に関しては、納品時点で医薬品医療機器等法に定められている製造の承認を得ている物品であること。
- ・機器搬入及び据付の際、過って病院の躯体・設備・器物等に損傷を与えた場合は、病院建設工事の仕上げに準じ、納入業者の負担において速やかに修復すること。
- ・この契約による業務を履行するに当たり、別記1「情報取扱注意項目」及び別記2「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守すること。
- ・この仕様書に定めるもののほか、名古屋市立大学契約規程その他関係法規に従うこと。また、仕様書に記載のない事項については、適宜本院との協議に応ずること。

8 連絡先

みらい光生病院経営課経営係 電話（704-9500）

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令を遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 受託者は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第8 受託者は本学の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起らないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第13 受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 受託者は、前3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たさなければならない。ただし、当該業務が個人番号関連事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第14 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方(以下「契約業者」という。)は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学(以下「本学」という。)への物品の納入に、自動車(二輪自動車を除く。)を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者(以下「納入業者」という。)に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約(印刷の発注を含む。)及び物品の借入れ契約において、自動車(二輪自動車を除く。)を使用して物品の納入を行おうとする事業者(契約業者で自ら物品の納入を行う者又は納入業者)が、物品の納入先(愛知県内に所在する名古屋市の機関に限る。)へ適合車両を使用し、かつエコドライブ(環境に配慮した自動車の運転のことをいう。)を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2条 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5t 超のガソリン車・LP ガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低 PM 排出ディーゼル車 | (13) LP ガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、名古屋市環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。